

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院は、「電子的診療情報連携体制整備加算 3」の施設基準に係る届出を行っております。

【施設基準】

- 1, オンライン請求を行っている
- 2, 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書が無償で交付している
- 3, オンライン資格確認を行う体制を有している
- 4, 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室等で閲覧・活用できる体制を有している
- 5, マイナンバーカード保険証利用率(30%以上)
- 6, マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っている
- 7, マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している

上記の体制により令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、

**令和 8 年 7 月 1 日より「電子的診療情報連携体制整備加算 3」を
初診の算定時に月に 1 回に限り 4 点、再診の算定時に月に 1 回に限り 2 点を算定します**

患者様に適切な医療を提供するため、診療情報の活用にご理解とご協力をお願いいたします。

2026 年 7 月 1 日
前橋城南病院